平成２３年（フ）第１４８号
福島市小田字光屋９番地
破産者　有限会社アベニール村さ来
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１４９号
福島市小田字光屋９番地
破産者　有限会社アベニールフードサービス
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第９号
福島県会津若松市一箕町大字亀賀字藤原310番地の５
破産者　有限会社仙波運輸
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第７６号
福島県会津若松市大戸町大字芦牧字下夕平1050番地
破産者　株式会社ホテルローレルバレー
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第１４９１号
横浜市南区南太田４丁目１番８号
破産者　株式会社高沢食品
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０６号
石川県輪島市門前町劔地ルの22番地
破産者　有限会社運送業しんたに
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１４６号
長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷8869番地
破産者　有限会社藤屋旅館
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
長野市大字柳原1710番地２　小林戸建
破産者　河野　**濵**平
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５８号
岐阜県各務原市各務おがせ町８丁目124番地１
破産者　野々宮佑記
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第７８号
愛知県西尾市東幡豆町西浦36番地１、旧住所愛知県豊橋市高師町字北新切255番地５
破産者　越野　和利
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２６号
愛知県岡崎市戸崎町字榎ケ坪26番地　グラシオン仁大501号
破産者　有限会社フォワード・フード
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１５５号
愛知県豊田市若林東町棚田３番地13
破産者　有限会社シン工業
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
兵庫県加古川市加古川町河原352番地の13、旧住所徳島市住吉四丁目５番14号
破産者　林　　直樹
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６号
大分県日田市亀山町４番15号
破産者　有限会社矢治木工
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第１９８７６号
東京都大田区萩中３丁目１番１号
破産者　株式会社秋本工業
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４８４号
神奈川県横浜市港北区綱島西３丁目７番19号
破産者　株式会社サンハウス
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８７８号
神奈川県横浜市泉区中田西３丁目７―20―107
破産者　杉山真由美
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１０５４号
埼玉県春日部市豊野町２丁目26番１号
破産者　株式会社スガセン
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１０５７号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏46―２
破産者　菅原　　昇
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４２８号
神奈川県横浜市都筑区北山田５丁目１番45号
破産者　株式会社サンハウス
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７号
山梨県都留市玉川273番地
破産者　有限会社玉川コンクリート
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９号
神奈川県横浜市神奈川区片倉１丁目17―38―302
破産者　渡邉　久江
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部